

『車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習』 開催案内

建設業労働災害防止協会秋田県支部
〔略称 建災防秋田県支部〕
秋田労働局長登録教習機関
登録番号 秋基登録第 35 号
登録有効期限 令和 11 年 3 月 30 日

労働安全衛生法により、機体重量が 3 トン以上の「整地・運搬・積込み用及び掘削用」の建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転の業務は、就業制限に係る業務となっています。（道路上を走行させる運転は除く。）

当該業務に就くためには、『車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習』を修了した者、その他厚生労働省令で定める資格を有していなければなりません。

《対象となる建設機械》

1 整地・運搬・積込み用機械		
1 ブル・ドーザー	2 モーター・グレーダー	3 トラクター・ショベル
4 ずり積機	5 スクレーパー	6 スクレープ・ドーザー
2 掘削用機械		
1 パワー・ショベル	2 ドラグ・ショベル	3 ドラグライン
4 クラムシェル	5 バケット掘削機	6 トレンチャー
3 上記 1 及び 2 の 1 から 6 までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械		



1. 開催日程及び会場 《受付 9：15～、講習開始 9：30～》

区分	日 程	会 場	定 員
学科	10月21日（火） ～10月22日（水）	秋田テルサ 3階 第4会議室 秋田市御所野地藏田3-1-1	20名
実技	10月23日（木）	建災防教育講習所 秋田市上北手御所野字雨池通5-1-1	

* 1) 申込み期限 受講日（初日）から 7 日前を期限としますが、期限前であっても定員になり次第、受付けを締切ります。

* 2) 開催については、受講希望人員により増減、又は中止することがあります。

2. 受講資格区分

《このたびは、次の区分1～4のいずれかに該当する講習科目の一部免除対象者の講習です。》

区分	受 講 資 格
1	大型特殊自動車運転免許又は大型特殊自動車第2種運転免許を有する者。
2	次のいずれかに掲げる者であって、機体重量3トン未満の車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）又は車両系建設機械（解体用）、最大積載量1トン未満の不整地運搬車に3月以上従事した経験を有する者。 イ 大型自動車運転免許、中型自動車運転免許、準中型自動車運転免許又は普通自動車運転免許を有する者 ロ 大型自動車第2種運転免許、中型自動車第2種運転免許又は普通自動車第2種運転免許を有する者
3	不整地運搬車運転技能講習を修了した者。
4	1級建設機械施工管理技術検定合格者で実地試験においてトラクター系若しくはショベル系操作工法を選択しなかったもの、又は2級第4種から第6種合格者。

3. 受講科目及び受講時間

区分	受講科目	受 講 時 間	
		受講資格区分1～3	受講資格区分4
学 科	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	5時間	5時間
	運転に必要な一般的事項に関する知識	3時間	—
	関係法令	1時間	—
実 技	作業のための装置の操作	5時間	5時間
	計	14時間	10時間

4. 受講料及び資料代《共に消費税込み》

区分	受講資格区分1～3		受講資格区分4	
受 講 料	38,500円		37,400円	
資 料 代	会 員	非会員	会 員	非会員
	1,925円	2,145円	1,925円	2,145円
計	40,425円	40,645円	39,325円	39,545円

*納付方法は原則、銀行口座へ振込みとしてください。

指定口座は、請求書によりお知らせします。

納付手続きは【必ず請求書到着後】にしてください。

5. 申込み方法

『受講申込書』をダウンロードして、必要事項を記入のうえ、受講資格区分により必要な書類及び証明写真2枚を添え、次へ郵送又は持参してください。

*修了証等の写し及び写真に関する注意事項

- ①修了証等の写しは、記載事項が表裏にわたる場合、必ず両面を添付してください。
- ②写真は白黒、カラーを問わず、無背景で申込日から3カ月以内に撮影したものとしします。
- ③写真2枚の裏面に講習名〈車両整地〉、氏名及び生年月日を記載してください。

〔申込書送付及び提出、問合せ先〕

〒010-0951 秋田市山王四丁目3番10号

建設業労働災害防止協会秋田県支部 宛

電話〈直通 018-823-5499〉又は 018-823-5495（（一社）秋田県建設業協会内）

6. 受講票

受講申込書到着後、記載内容及び添付書類等を確認のうえ、受付けしますと詳細通知のための『受講票』を郵送します。

7. 『人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）（経費助成・賃金助成）』の受給について

必要要件を満たしている事業主が、建設労働者に当該講習を受講させた場合は、厚生労働省による助成金を受給できます。

◎必要要件 1. 雇用保険料率1,000分の17.5の中小建設事業主であること。

*上記料率は令和7年度の率であり、今後変更となることもあります。

2. 受講する建設労働者が雇用保険被保険者であること。

3. 事業主が受講料及び資料代を負担すること。

4. 受講日は出勤扱いとすること。

受給手続きを予定している事業所で、関係書類の「（建技様式第3号別紙1）受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成）の助成金支給申請内訳書」に記載証明及び技能講習カリキュラムが必要な場合、受講申込時に別紙『内訳書記載証明・カリキュラム送付依頼書』を添えてください。

受講後に同書類を事業所あて、送付いたします。

「別紙」

『内訳書記載証明・カリキュラム送付依頼書』

車両系建設機械（整地等）運転技能講習

講習開始日 令和7年10月21日（火）

講習開催地 秋田市

*受講証明を必要とする対象予定者は、以下のとおりです。

	氏 名	所属事業場名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用
及び掘削用）運転技能講習受講申込書

〔開催日：10月21日～10月23日〕

受付
番号

フリガナ			生年月日 *和暦で記入してください。	
氏 名			年 月 日	
	旧姓を使用した氏名又は通称の 併記の希望の有無。 いずれかを○で囲んでください。	有 / 無	併記を希望する 氏名又は通称	
	*併記を希望する場合、戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証（写）等を添付すること。			
現 住 所	〒 — —		電話番号 — —	
現 在 の 所 属 事 業 場	※講習当日までに連絡を取る場合があるのでご記入ください。 事業場名 所在地 〒 — — 連絡先 電話 — — FAX — —			
科目の一部 免除を希望 する場合、 右記の該当 番号を○で 囲んでくだ さい。 (該当番号に 関する添付書 類、事業主か らの経験証明 等を確認し、 必要な書類を 添付してくだ さい。)	受講科目が免除される者		添付書類	経験証明
	1. 大型特殊自動車免許又は大型特殊自動車第2種免許を有する者		免許証の写し	—
	2. 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許又はこれら自動車第2種免許、準中型自動車免許のいずれかの免許を有し、機体重量3トン未満の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)又は車両系建設機械(解体用)、最大積載量1トン未満の不整地運搬車に3月以上従事した経験を有する者		免許証及び特別教育修了証の写し	要
	3. 不整地運搬車運転技能講習を修了した者		技能講習修了証の写し	—
	4. 1級建設機械施工管理技術検定合格者で第2次検定においてトラクター系若しくはショベル系操作工法を選択しなかったもの、又は2級第4種から第6種合格者		合格証明書の写し	—
注) 上記2に該当する方は、裏面に事業主から当該機械に従事した経験の記載証明を受けてください。				

年 月 日

建設業労働災害防止協会秋田県支部長 殿

申込者
(受講者氏名自署)

(注) 以下の太枠欄には、記入しないこと。

記 事 欄	実施管理者	受付者

上部のり付け 上部のり付け
申込時に写真2枚を添え提出のこと
(裏面に氏名を記入)
写真サイズ タテ2.5cm、ヨコ2.0cm

「申込書」の内容は、当該講習の実施に使用するものとし、
その他に使用することはありません。

経 験 証 明

建設業労働災害防止協会

秋田県支部長 殿

次の者は、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習の受講申込みにあたり、科目の一部免除を希望する上で、下記のとおり当事業場で当該機械に従事した経験を証明します。

1. 証明対象者氏名

2. 従事した機械

(1) メーカー名 (2) 車種
(3) 型式 (4) 機体重量

3. 従事した経験

自 年 月 ～ 至 年 月
の内 年 ケ月間 従事。（＊和暦で記載します。）

年 月 日

(事業場名)

(事業者、役職名・氏名)

代表者印